

第7号議案

ふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
ふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年ふじみ野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第8項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第5条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第6条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「第5条第4項」を「前条第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第2条第8項及び前条第4項の規定により支給する勤勉手当の額は、給与条例第12条の4第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日において施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（ふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 ふじみ野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

（ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 3 ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

令和6年2月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に係る所要の改正を行うため、ふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。